

会則 新現対照表

新	現	備考欄
<p>(設置)</p> <p>第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）社会実装本部に、海洋生分解性プラスチック標準化コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）を設置する。</p> <p>(役員)</p> <p>第7条 本コンソーシアムに、次の各号に掲げる役員を置く。</p> <p>一 代表1名 社会実装戦略部の長又は産総研に所属する職員のうち、社会実装戦略部の長が指名した者とする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 社会実装戦略部に本コンソーシアムを運営するための事務局を置く。</p> <p>2 事務局は代表が指名した社会実装戦略部に所属する職員等が務めることとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）イノベーション推進本部標準化推進センターに、海洋生分解性プラスチック標準化コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）を設置する。</p> <p>(役員)</p> <p>第7条 本コンソーシアムに、次の各号に掲げる役員を置く。</p> <p>一 代表1名 標準化推進センターの長又は産総研に所属する職員のうち、標準化推進センターの長が指名した者とする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 標準化推進センターに本コンソーシアムを運営するための事務局を置く。</p> <p>2 事務局は代表が指名した標準化推進センターに所属する職員等が務めることとする。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>